

相続ドック NEWS RELEASE

2018年6月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

3度目の正直? 消費税引き上げ実施とその影響

2度の延期に忘れかけた消費増税?
平成と歩んだ29年の歴史
意外に知らない大改正点とは?



天災と税務調査は忘れた頃にやってくる。後の世代を考えれば、「財政の健全化は待たなし」で、わずか1年4ヵ月後に迫った消費税の10%への増税~25%アップ~が現実。

消費増税ついに実現?



●「骨太の方針」に明記!

6月に閣議決定する「骨太の方針」には2019年10月の税率10%への消費税増税が明記され、増税対策も盛り込まれます。

<骨太の方針とは> 正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針」。予算編成や政策の方向性を示し、毎年6月に閣議決定。初めて打ち出したのは2001年の小泉純一郎政権で、郵政民営化などの看板政策を盛り込み、改革の原動力とした。民主党政権下は途絶えたが、12年末の第2次安倍政権が誕生してからは毎年策定している。

<過去の骨太の方針の課題>

2013年	脱デフレ・経済再生
2015年	経済再生なくして財政健全化なし
2017年	人材への投資を通じた生産性向上



●消費増税、盛り込みは初めて!

19年10月の増税方針を骨太の方針に盛り込むのは今回が初めてで、安倍政権の財政健全化への取り組みの本気度を強調しています。一方

で増税後の景気下振れを懸念し、景気対策についての方針も初めて示されています。

<骨太の方針~消費税増税関連の対策>

- 2019年10月の増税実施
- 自動車や住宅の購入支援を検討
- 19~20年度の当初予算で機動的な対応
- 増税後に事業者が自由に価格設定



●苦い過去の教訓が...!

政府が消費税増税対策を検討するのは、前回の2014年4月の増税時に経済を停滞させてしまった教訓があるからです。

<2度の延期の引き金に>

前回の8%への増税時には、14年4~6月の実質個人消費が前期比4.6%も減少。翌7~9月期の実質成長率もほぼ横ばいにとどまり、その後の増税を2度延期する引き金となった。

●2度あることは3度ある?

相次ぐ不祥事が続き、9月の総裁選を控え、内閣支持率低下の中で、増税という不人気政策を実行できるのかという憶測もあります。

<今回は安倍首相が対策会議>

安倍政権は過去3度、増税の可否を判断した。14年4月、8%に上げた時は財務省に経済対策を委ねた。15年10月、17年4月の増税判断は学者やITノミストの有識者会議を開いて、延長の伏線に。今回初めて首相が対策会議を設置。

●そもそも消費税とは?

税収の22%を占める消費税

モノやサービスの消費に対して幅広く課される税金で、税金を納める者と実際の税負担者が一致しないものが「間接税」です。

- ◆直接税：法人税・所得税・相続税など
- ◆間接税：消費税・酒税・たばこ税など

欧米などでは「付加価値税」と呼ばれる。収入に課す所得税や法人税、財産に課す相続税と違い、世代や収入に関係なく幅広い課税が可能で、税収が景気動向に左右されにくいのが特徴。



戦後日本の税制は「直接税」が中心だったが、経済の安定成長期に入り、社会保障等を賄うために幅広く課税する「間接税」が必要という認識は有権者には理解されず、何度も導入は断念された。

●歴代政権の命運を左右!



大平正芳首相は一般消費税導入を掲げて79年の衆院選で大敗し、80年の選挙中に他界。87年には中曽根康弘政権の売上税が公約違反で挫折。竹下登首相になり、89年(平成元年)4月に消費税(3%)が導入されたものの、リクルート事件もありわずか2カ月で政権崩壊へ。

その後、橋本龍太郎首相が97年4月に5%への引上げ断行時には金融危機も重なり、増税後1年余りで退陣に追い込まれ、12年の与野党合意で10%への2段階税率引上げを決めた野田佳彦政権は半年後には政権交代へ。

●消費税は悲願の税金?



安倍首相は14年4月の8%への引上げは予定通り実行。その後の10%への増税は2度にわたって延期しましたが、その間、安倍政権は国政選挙では勝ち続けている状況に。

＜平成とともに歩んだ消費税の歴史＞

竹下内閣	89年 4月	消費税率3%で導入
細川内閣	94年 2月	7%の「国民福祉税」導入を表明、連立与党内反対で撤回
村山内閣	9月	5%への引き上げを決定
橋本内閣	97年 4月	消費税率5%に
野田内閣	2012年6月	民主・自民・公明3党が増税(14年4月8%、15年10月10%)で合意
安倍内閣	14年 4月	消費税率8%に
	11月	10%へ増税を15年10月から17年4月に延期と表明
	16年 6月	10%への増税を19年10月に延期と表明
	19年10月	消費税率10%に増税する予定

10%への増税の影響は



●日銀の試算では2.2兆円!

日銀は5月に公表した展望レポートで2019年10月の消費税率の引き上げ後に増える実質的な家計負担の試算を明らかにしました。食料品への軽減税率導入などにより、1997年・2014年の過去2回と比べると4分の1程度の規模にとどまると言います。

＜日銀が試算するのは初めて＞

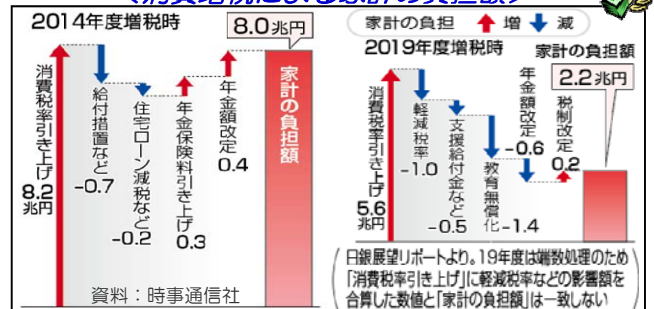
引き上げられる消費税率2%分の家計負担は単純計算で5.6兆円。食料品への軽減税率で1兆円抑制され、教育無償化で1兆4,000億円負担が軽くなる。他の給付金などの影響も含めると負担増は2兆2,000億円に。

●節約志向で消費は落ち込んだ!

過去の例では、消費税が5%になった1997年度の負担増は8兆5,000億円、8%に上がった

た2014年度は8兆円に。いずれも増税後、家計は節約志向を強め、消費の落ち込みが顕著に。経済専門家は「購買力が落ち込み、日銀が目指す物価上昇にはマイナス」と指摘。社会保険料の負担増などが考慮されておらず、悪影響が試算より大きくなるとの見方も。

＜消費増税による家計の負担額＞



●二兎を追うためには?

住宅や自動車の購入者に減税を実施することで、買い控えを防ぎ、商品価格が急に上がらないようにする対策も打ち出すなど、増税ショックの軽減策が検討されています。首相は経済成長と財政再建の「二兎を追う」姿勢で、増税後の経済低迷を極力避けたい考えのようです。

●あの手この手の増税対策?



増税対策は消費者だけでなく、事業者向けにも。増税後に企業が一齐に商品価格を引き上げるのではなく、増税前からなだらかに反映できるように、まずは増税後の「消費税還元セール」を禁じた転嫁対策特別措置法が改正されます。

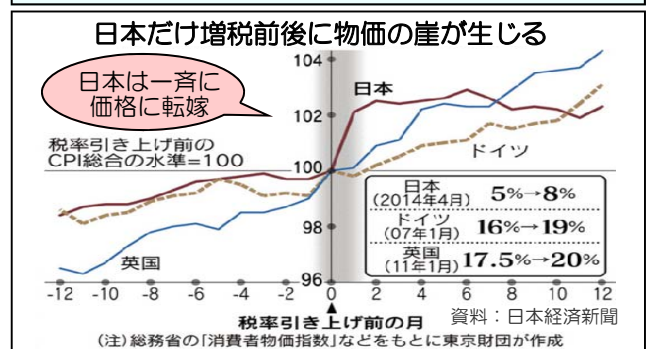
小売業者には税込みの総額表示を推奨しており、消費税の存在を消費者が意識しにくい上、増税前から値上げしやすいとか。

●増税時の海外事情は?



＜海外では増税ショックは小さい＞

英国は11年1月に日本の消費税にあたる「付加価値税」の標準税率が17.5%から20%に上昇。増税前後は騒ぎがほとんどなく、国民の関心はチャロ政権の財政緊縮策への不満だった。



●消費税還元セール解禁の意味?

14年の前回の増税時は「消費税還元セール」

が禁止されたため、企業が4月に一斉に価格転嫁し、商品価格が大きく跳ね上がりました。

＜消費税と還元セールの関係＞
 97年の3%から5%の引き上げ時、小売業者の一部は仕入れ業者に納入金額を値引きさせて還元セールを行った。増税で仕入れ業者がしわ寄せを受けたため、政府は14年の増税時には還元セール禁止し、監視のため「転嫁Gメン」を設置。そのため、増税前の買いだめが行われ、1～3月の個人消費は8%伸びたが、4～6月は▲17%。

転嫁の問題は本来、下請けいじめ防止が目的なのに、価格が柔軟であるはずの消費者向け商品にも一律転嫁すべしとの誤ったメッセージになったようです。そこで今回は還元セール解禁で、駆け込みと反動減を軽減したい意図が。

改正点を再確認！



●税率アップだけじゃない！

2度の延期があったものの、改正内容は既に決定済みで、税率アップとともに新制度のスタートは待たなすです。

＜主な改正内容＞ 適用時期は段階的！
 ●標準税率10% ●軽減税率8%
 ●インボイス制度の導入 ●簡易課税の見直し



●消費税導入以来の大改正？

経過措置は認められていますが、23年から本格的に**インボイス方式(適格請求書等保存方式)**に変更されます。この改正は導入から30有余年で最も大きな改正になるかもしれません。

＜インボイスは軽減税率導入の前提＞

現在は請求書等に適用税率・税額の記載は義務付けられていない。単一税率であれば、割戻し計算で税額が計算できるが、複数税率では無理なため、インボイス方式が軽減税率導入の前提とされる。今後、経理実務も大きく変更に。

●免税事業者はどうなる？

インボイス制度が導入後、免税事業者からの仕入れは仕入れ税額控除ができなくなります。仕入れが同額なら、課税事業者からの方が有利なため、免税事業者は取引から排除される懸念があり、下請けなど企業相手が中心の免税事業者は、課税事業者の選択を迫られそうです。

＜免税事業者の益税はなくなる＞

免税事業者からの仕入れ税額控除は段階的に縮小され、2029年10月からは不可に。全事業者の4割が免税事業者といわれており、その影響額は8,000億円に達するとか。

●国税の狙いは事業者「登録番号」！

事業者は申請して診査を受け登録番号を確保しなければインボイスを発行できません。

＜適格請求書発行事業者登録制度＞ 仕入れ税額が可能な「適格請求書(インボイス)」を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、同事業者になるには税務署に申請して登録が必要。導入時から適用を受けるには**23年3月末が申請期限**。

国税は「登録番号」導入で事業者や経済取引への管理強化を実現できるわけで、今回の改正はこうした隠された意図もあるようです。個人の財産や所得の把握はマイナンバーで、事業者向けには「登録番号」が有効ということに。

【消費税】税率、税額計算及び特例の施行スケジュール(予定)

		2019年10月	経過措置期間 4年間	2023年10月	2026年10月	2029年10月
軽減税率の対象は？				本格導入		
飲食料品 (酒類・外食除く) 新聞(週2回発行で定期購読)						
請求書等保存方式 (現行制度)		区分記載請求書等保存方式 (簡易な方法)		適格請求書等保存方式 (インボイス制度)		
消費税率	8%	標準税率10% (消費税率7.8%・地方消費税率2.2%) 軽減税率 8% (消費税率6.24%・地方消費税率1.76%)				
税額計算方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり		適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額から割戻し計算 いずれか		
請求書等	記載事項	発行者・受領者・取引年月日 内容・対価の額(税込)	左記事項に追加 ●軽減税率対象品目である旨 ●税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)	左記事項に追加 ●登録番号 ●税率区分計算した対価・適用税率 ●税率区分計算した消費税額		
	売り手 交付義務	交付義務なし 免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の発行義務あり 免税事業者発行不可		
仕入	税額控除要件	請求書等の保存が要件 (免税事業者からの仕入税額控除可)	現行どおり	適格請求書等の保存が要件 免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入税額控除の特例	80%控除	50%控除
税額特例	売上税額特例	—	軽減税率対象売上のみなし計算(4年間)			
	仕入税額特例	簡易課税制度	軽減税率対象仕入のみなし計算(4年間) 簡易課税の事後選択等(1年間)			10年でインボイス制度完全導入へ！